

実践報告(Report)

教職課程認定基準からみた私立大学教育学部の 教職課程

Teacher training programs at the school of education,
a private university, under the Accreditation Criteria for
Teacher Training Programs by the Ministry of Education,
Culture, Sports, Science and Technology

大須賀 久範
Hisanori Oosuka*

宮川 充司
Juji Miyakawa**

概 要

大学職員の業務の中でも、教職課程に関わる業務は特に煩雑である。通称教員免許事務は、文部科学省の教職課程認定基準等関係する法令が複雑であり、また近年それらの法令に頻繁に改正・変更が加えられていることも、なお一層複雑な業務となっている一因である。その教職課程認定基準の中でも特に理解が難しいといわれる授業科目の共通開設及び専任教員の配置について、教育学部教職課程の事例を検討した。

キーワード：教職課程認定基準、教職課程、共通開設、教員配置

Key words : Accreditation Criteria for Teacher Training Programs, teacher training program, commonly-offered curriculum, teacher arrangement

1. 教員免許事務と教職課程認定基準

数ある大学職員の業務の中でも、通称教員免許事務と呼ばれる教職課程に関わる業務は非常に煩雑な業務の1つであると言われている。そのように言われる所以は、関係する法令（教育職員免許法、同施行規則、教職課程認定基準等）が複雑であり、法令解釈だけでも、第一法規出版全2巻本の「教員免許ハンドブック」の第1巻「法令解釈編」（教員養成・免許制度研究会、1991a）という数百ページに亘り、しかも毎年内容ページが差し替え追加となる基本資料だけみても、視覚的にその事情の一端がわかるだろう。ちなみに、その第2巻「課程認定編」（教員養成・免許制度研究会、1991b）も同様な厚さである。この本が、完全製本本ではなく、綴じ紐本である事情は、まさにこの教員免許事務や教員養成を巡る複雑で流動的な関連法令の事情を如実に物語っている。

そして、教員免許事務が複雑なのは、その法令の分量だけではなく、その解釈が時勢とともにしばしば変更されていることなども一つの要因として挙げられる。また、私立大学の教職課程の運営と情報交換のために設置されている全国組織、全国私立大学教職課程研究連絡協議会には、教員免許事務に関する調査・研究を行う全国組織「教

* 相山女学園総務部総務課

**相山女学園大学教育学部

員免許事務検討委員会」（全国私立大学教職課程研究連絡協議会の常置委員会）があることも他の業務にはない特徴の一つであり、私立大学の教職課程業務が置かれている複雑な事情を物語っていると言える。大学の教職事務担当者から各地区の選出委員で構成されているこの教員免許事務検討委員会は、大学の教職実務担当者のために、「教職本」と呼ばれている冊子を刊行し、常時改訂の努力が重ねられてきている。以前は、印刷物となった冊子本で提供されていたが、近年はPDF版が主体となりつつあるようである。ちなみに、その最新版は、2012年9月14日に添付メールで各加盟校に配信されたPDF版「教職課程担当者のための手引き（教職本）第2分冊法令解釈編①（基礎編）平成24年度改訂版」である（全国私立大学教職課程研究連絡協議会教員免許事務検討委員会、2012）。

教職課程に関わる業務がこのような状況である中、筆頭筆者は平成15年から平成24年5月までの約9年間、所属大学栃山女学園大学の教務課で教職課程の事務担当として学生支援業務を行うとともに、栄養教諭課程の設置、教育学部の設置、教職実践演習導入に伴う再課程認定申請などにも携わってきた。これまでに経験してきた様々な業務の中でも、幼稚園教諭及び小学校教諭を養成する教職課程（以下、初等教育教員養成課程とする）と中学校教諭及び高等学校教諭を養成する教職課程（以下、中等教育教員養成課程とする）の両方の課程を持つ教育学部に関わる業務は、様々な法令や基準などが絡み、とりわけ複雑さを極めた。

本稿は、教職課程認定基準の中でも特に理解が難しい授業科目の共通開設及び専任教員の配置について、教育学部教職課程の状況を1つの事例として検討するものである。

大学等に教職課程を開設するためには、文部科学省初等中等教育局教職員課へ教職課程認定申請を行い、文部科学大臣の認定を受ける必要がある。

教職課程認定申請における審査は、教育職員免許法、教育職員免許法施行規則などの関係法令（以下「法令」とする。）並びに教職課程認定基準、教職課程認定審査の確認事項などの基準（以下「審査基準」とする。）に基づき行われている。これらの法令並びに審査基準を十分理解し、大学における教職課程の適切な管理運営に資する業務努力をしていくことは、教職課程を置く大学の業務担当者の重要な責務である。

しかしながら、教職課程に關係するこれらの法令や審査基準は非常に複雑であるため、教職課程の認定を受けた後、カリキュラム改正や教員配置の変更等が繰り返されるうちに図らずも法令違反状態となっていたり、審査基準を下回っていたりすることはしばしば起こり得る問題である。このため、カリキュラム改正や教員配置の変更を行う際には、法令や審査基準に抵触していないか常に確認しながら慎重に進めていく必要がある。

本稿では、教育学部で認定を受けている教職課程について、カリキュラム構成、教員配置などが、どのような法令や審査基準に基づいているかという点について、栃山女学園大学教育学部の事例を分析する。

2. 栃山女子大学教育学部カリキュラム構成の事例

平成 19 年度に開設された栃山女子大学教育学部では、幼稚園教諭 1 種免許状、小学校教諭 1 種免許状、中学校教諭 1 種免許状（数学、音楽）・高等学校教諭 1 種免許状（数学、音楽）の 6 つの教職課程（以下、それぞれ「幼稚園課程」「小学校課程」「中学校・高等学校課程」と略す。）の課程認定を受けている。子ども発達学科という 1 学科の構成であるが、教職課程以外に、保育士の養成機関の指定を受けているために、学科の下に保育・初等教育専修と初等中等教育専修の 2 つの専修（従来の専攻コースに相当）区分を置いている。学部入学定員は、学部開設時 147 名（別に編入学定員として、2 年次編入 2 名、3 年次編入 3 名）、そのうち保育士の定員を 80 名として申請した関係で、幼稚園教諭と保育士の養成を主とする保育・初等教育専修の定員を 80 名、小学校教諭に加えて中学校・高等学校教諭（数学）並びに中学校・高等学校教諭（音楽）の養成を主とする初等中等教育専修の定員を 67 名とした。平成 24 年度より、学部定員を 13 名増員の 160 名に変更し、両専修の定員を各 80 名とした（編入学定員には変更がない）。1 学科制であるため、幼稚園教諭並びに小学校教諭については、相互に両専修で取得できることになっている。

現行の教職課程認定基準では、授業科目は免許種ごとに単独で開設することが原則となっているが、一定の条件下では授業科目を複数の課程で共通に開設できるという特例条項が定められている。教育学部ではこの特例を活用し、学生が免許を取得する際の修得単位の軽減を図ったカリキュラムとなっている。

ここでは、まず現行の教職課程認定基準のうち、特に解釈が難しい授業科目の共通開設について概説する。

2-1. 「教科に関する科目」の共通開設

幼稚園課程と小学校課程の「教科に関する科目」は、法令上の科目区分「国語」「算数」「生活」「音楽」「図画工作」「体育」が両課程に共通である。教育学部では、これらの科目区分に対応する授業科目を幼稚園課程と小学校課程とで共通に開設しているが、その根拠は表 1 に示す教育職員免許法施行規則第 2 条第 1 項及び教職課程認定基準 4-8(1)1) にある。

また、数学、音楽についても中学校課程と高等学校課程とで授業科目を共通に開設しているが、その根拠も同様に教職課程認定基準 4-8(1)1) にある。

2-2. 「教職に関する科目」の共通開設

平成 19 年度の教育学部開設当初、「教職に関する科目」は、法令上の科目区分及び科目に含めるべき事項が共通である場合、各教科の指導法以外の大半の授業科目を幼稚園課程、小学校課程、中学校課程、高等学校課程に亘って共通開設が可能であった。つまり、1 つの授業科目の単位が幼稚園から高等学校までの全ての免許取得のための

表1 教育職員免許法施行規則第二条及び教職課程認定基準 4-8

<p>【教育職員免許法施行規則】</p> <p>第二条 免許法 別表第一に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、小学校の教科に関する科目について修得するものとし、国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の教科に関する科目（これら科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目を含む。）のうち一以上の科目について修得するものとする。</p>
<p>【教職課程認定基準】</p> <p>4-8 同一学科等においてのみ授業科目を共通に開設できる場合の特例</p> <p>(1)教科に関する科目、養護に関する科目</p> <p>1)「教科に関する科目」は、小学校全教科・幼稚園全教科のうち、同一の教科に関する授業科目については、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。また、「教科に関する科目」は、中学校全教科・高等学校全教科のうち、同一の免許教科に関する授業科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。</p>

文部科学省初等中等教育局教職員課（2012）より

単位として利用できるように認可を受けていた。

教育学部開設当初の「教職に関する科目」の開設状況は表2のとおりであった。大きな特徴として、教職課程申請時の平成18年度当時の教職課程認定基準に依拠しているために、教員免許法施行規則第六条第1項付表第四欄「教育課程及び指導法に関する科目」「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」についても、幼稚園課程、小学校課程、中学校課程、高等学校課程の4課程に亘って共通開設が可能なものがあり、事実そのように課程認定されていた。「教育課程の意義及び編成の方法」の「カリキュラム論」、「教育の方法及び技術（情報機器の操作及び教材の活用を含む。）」の「教育の方法と技術」、「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）」の理論及び方法」の「教育相談の研究」は、その典型的な認定事例である。「教育実習」の具体的開設科目も然りであるが、教育実習を行う学校については、当然のことながら、それぞれの取得予定免許状について、教育職員免許法施行規則第六条第1項付表備考第7に基づき、当該免許の学校種又はその隣接学校種とし、法令通りの運用をしている。第六条付表第四欄ではその他に、小学校課程、中学校課程、高等学校課程の3課程に共通開設科目として認定された科目に、「特別活動の指導法」、「生徒指導の研究（進路指導の理論及び方法を含む。）」があり、小学校課程と中学校課程に共通開設科目として認定されていた科目として「道徳の指導法」がある。また、特殊な認定例としては、小学校課程の「音楽の指導法Ⅰ」と中学校課程、高等学校課程（音楽）の「音楽の指導法Ⅰ」が共通開設科目として認定されていた。

表2において、表注に示してあるように、平成22年度入学生は、教育職員免許法施行規則第六条第1項付表の改正により、「総合演習」が廃止、代わりに「教職実践演習（教諭）」が追加され、また「教育実習」と「教職実践演習」の欄の順序が入れ

表 2 栃山女学園大学教育学部の「教職に関する科目」の開設状況（平成 19～22 年度入学生適用）

科目	各科目に含める必要事項	初等教育教員養成課程		中等教育教員養成課程	
		幼稚園	小学校	(数学・音楽)	(数学・音楽)
教職の意義等に 関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。) ・進路選択に資する各種の機会の提供等 			教職論	
教育の基礎理論 に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。) ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 			保育職論	
教育課程及び指 導法に関する科 目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の意義及び編成の方法 ・各教科の指導法 ・保育内容の指導法 ・道徳の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) ・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法 ・幼児理解の理論及び方法 ・教育相談(カウンセリングに關する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 			カリキュラム論	
生徒指導、教育 相談及び進路指 導等に関する科 目				国語の指導法 算数の指導法 社会の指導法 理科の指導法 生活科の指導法 音楽の指導法 I 音楽の指導法 II 音楽の指導法 III 音楽の指導法 IV	数学の指導法 I 数学の指導法 II 数学の指導法 III 数学の指導法 IV
				国画工作の指導法 家庭科の指導法 体育の指導法 — — —	国語の指導法 I 国語の指導法 II 国語の指導法 III 国語の指導法 IV
				道徳の指導法 — — — — —	道徳の指導法 — — — — —
				特別活動の指導法 教育の方法と技術 生徒指導の研究(進路指導の理論及び方法を含む。) 幼児理解の理論と方法 教育相談の研究	教育の方法と技術 生徒指導の研究(進路指導の理論及び方法を含む。) — — — —
				総合演習	事前及び事後指導／教育実習 A／教育実習 B／教育実習 C
				教育実習	

注) 平成 22 年度入学生は、教育職員免許法施行規則第六条付表の改正により、「総合演習」が廃止され「教職実践演習(教論)」となり、また「教育実習」と「教職実践演習」の欄の順序が入れ替わっている。

表3 平成20年度教職課程認定基準の一部改正による共通開設できる場合の特例

【教職課程認定基準】	
4-8 同一学科等においてのみ授業科目を共通に開設できる場合の特例	
大学の同一の学科等において、複数の教職課程を置く場合は、以下のとおりとする。	
(1)省略	
(2)教職に関する科目	
i) 「教職の意義等に関する科目」「教育の基礎理論に関する科目」については、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。	
ii) 「教育課程及び指導法に関する科目」のうち「教育課程の意義及び編成の方法」「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」のうち「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）」の理論及び方法」「教育実習」については、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。	
iii) 「教職実践演習」については、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。	
4-9 同一学科等又は複数の学科等において教職に関する科目を共通に開設できる場合の特例	
大学の同一の学科等又は大学の1つ以上の学科等において、複数の教職課程を置く場合に、教職に関する科目を共通に開設できる場合の特例については、以下のとおりとする。	
(中略)	
i) 「教職の意義等に関する科目」「教育の基礎理論に関する科目」については、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。	
ii) 「教育課程及び指導法に関する科目」（養護教諭及び栄養教諭においては「教育課程に関する科目」）については、以下のとおりとする。	
①「教育課程の意義及び編成の方法」「特別活動の指導法」（養護教諭及び栄養教諭においては「道徳及び特別活動に関する内容」「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」については、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。	
②「各教科の指導法」については、同一の免許教科に関する授業科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。	
(中略)	
iii) 「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」（養護教諭及び栄養教諭においては「生徒指導及び教育相談に関する科目」）については、以下のとおりとする。	
①「生徒指導の理論及び方法」「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）」の理論及び方法」については、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。	
②「進路指導の理論及び方法」については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。	
iv) 「教職実践演習」については、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。	
v) 「教育実習」については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。	
vi) 省略	

文部科学省初等中等教育局教職員課（2012）より

替わっている。

しかしながら、平成 20 年度に教職課程認定基準の一部が改正され、「教職に関する科目」の共通開設に関する考え方が整理されたことに伴い、「教職に関する科目」の一部の科目区分について、初等教育教員養成課程と中等教育教員養成課程とで授業科目を共通に開設することができなくなった。このことは平成 20 年 12 月 24 日付け e メールにて、文部科学省初等中等教育局教職員課から各課程認定大学へ通知がなされた。改正後の教職課程認定基準では、「教職に関する科目」の共通開設が表 3 のように規定され、共通開設できる場合の基準が明文化された。

教職課程認定基準改正と同時期、2009 年 2 月 10 日に国士館大学で開催された、教員免許事務検討委員会主催の教員免許事務勉強会における「文部科学省への質問表に対する回答」によれば、「今回の改正はこれまでの規定を整理するものであり、従来の基準を厳しくするものではない」というものであったが、過去の教職課程認定申請において共通開設を認めていたケースもある（正確には、共通開設が認められないケースについて、申請書類上十分確認ができていない状況であった）など、必ずしも対応が明確でなかった状況を踏まえ、新たな基準への対応については、平成 22 年 3 月 23 日付け事務連絡で表 4 のとおり通知され、改善時期を示さず「早急に改善すること」との指示に留まった。教職課程認定基準は、その性格上、新たに提出された教職課程認定申請を文部科学省として認定するためのものであるので、個別の大学で考えると、その大学又はその学部学科が、新たな教職課程認定の申請を出す時点までは厳密な適用をしないという従来の考え方がある。むしろ、大学の設置認可と同様に、課程認定大学は、その認定を受けた時のカリキュラムあるいは教員組織の水準を維持向上させることはあっても、低下させないような努力が求められているからである。ただし、教職課程認定大学実地視察が行われた場合は、その時点での教職課程認定基準に照らして、その適合性について視察が行われるものと考えるべきである。

表 4 平成 22 年 3 月 23 日付け文部科学省初等中等教育局教職員課事務連絡

平成 22 年 3 月 23 日付け事務連絡 「教職課程認定基準で定める「共通開設科目」の取扱いについて」抜粋 2. 講ずることが必要な措置 平成 22 年度以降に課程認定申請を行う予定のある大学については、申請する時期までに改善して課程認定申請を行うこと。その他の大学については、改善の時期を示して報告を求めるものではないが、早急に改善を行うこと。
--

教育学部では平成 22 年度以降に教職課程認定申請を行う予定はなかったが、学部完成年度にあたる平成 22 年度の学部完成年度後のカリキュラム検討の 1 つとして、平成 20 年度の教職課程認定基準の改正の主旨に沿ったカリキュラム上の見直しを行い、平成 22 年度中に文部科学省へ教職課程の変更届を提出した。改正後の「教職に

表5 桶山女子大学教育学部の「教職に関する科目」の開設状況（平成23年度入学生適用の新カリキュラム）

科目	各科目に含める必要事項	初等教育教員養成課程		中等教育教員養成課程		同一学科内の初等・中等共通開設可否
		幼稚園	小学校	(数学・音楽)	(数学・音楽)	
教職の意義及び教員の役割	・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）	保育職論	教職論	教育本質論	教育本質論	可
・進路選択に資する各種の機会の提供等				子どもの発達と学習 子どもの発達心理学I 子どもの発達心理学II	子どもの発達と学習 子どもの発達心理学I 子どもの発達心理学II	可
・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及ぶ生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	教育制度と社会	教育制度と社会	カリキュラム論（初等）	カリキュラム論（中等）	可
・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項				カリキュラム論（初等）	カリキュラム論（中等）	不可
教育課程の意義及び編成の方法	教育課程論	保育内容論	国語の指導法	数学の指導法 I	数学の指導法 I	
		保育指導法（言葉）	算数の指導法	数学の指導法 II	数学の指導法 II	
		保育指導法（環境）	社会の指導法	数学の指導法 III	数学の指導法 III	
		保育指導法（健康）	理科の指導法	数学の指導法 IV	数学の指導法 IV	
		保育指導法（表現 A）	生活科の指導法	音樂の指導法 I	音樂の指導法 I	
		保育指導法（表現 B）	音楽の指導法	音樂の指導法 II	音樂の指導法 II	
			家庭科の指導法	音樂の指導法 III	音樂の指導法 III	
			体育の指導法	音樂の指導法 IV	音樂の指導法 IV	
各教科の指導法		图画工作の指導法				
・各教科の指導法						
教育課程及び指導法に関する科目	・各教科の指導法	音楽の指導法				
	・保育内容の指導法	家庭科の指導法				
	・道徳の指導法	图画工作の指導法				
	・特別活動の指導法					
・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育の方法と技術（初等）	音楽の指導法				
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法	音楽の指導法	道徳の指導法（初等）	道徳の指導法（中等）	道徳の指導法（中等）	不可
	・進路指導の理論及び方法	音楽の指導法	特別活動の指導法（初等）	特別活動の指導法（中等）	特別活動の指導法（中等）	不可
	・幼児理解の理論及び方法	音楽の指導法	体育の指導法	音楽の指導法	音楽の指導法	
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	音楽の指導法	家庭科の指導法	音楽の指導法	音楽の指導法	
教育実習	・生徒指導の理論及び方法	音楽の指導法	图画工作の指導法	音楽の指導法	音楽の指導法	
	・進路指導の理論及び方法	音楽の指導法				
教職実践演習	教育実践演習（教諭）	教育実践演習（教諭）	教育実践演習（教諭）	教育実践演習（教諭）	教育実践演習（教諭）	可

に関する科目」の開設状況は表 5 のとおりである。

平成 19 年度から平成 22 年度入学生まで適用されていた旧カリキュラムからの変更点は、教員免許法施行規則第六条第 1 項付表第四欄「教育課程及び指導法に関する科目」「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」のうち、「教育課程の意義及び編成の方法」の「カリキュラム論」、「道徳の指導法」、「特別活動の指導法」、「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の「教育の方法と技術」、「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）」の理論及び方法」の「教育相談」が、それぞれ小学校課程のみもしくは幼稚園課程と小学校課程に共通開設となる初等教育教員養成課程用の科目と、中学校課程のみもしくは中学校課程と高等学校課程に共通開設となる中等教育教員養成課程用の科目とに分離されたことである。また、旧カリキュラムの特殊な認定例として前述した小学校課程の「音楽の指導法Ⅰ」と中学校課程、高等学校課程（音楽）の「音楽の指導法Ⅰ」についても、小学校課程の科目を「音楽の指導法」として独自に開設することとした。

3. 専任教員の配置

教職課程では「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」について、それぞれ教職課程認定基準に定める数の専任教員を配置する必要がある。ここでいう専任教員とは教職課程上の専任教員を意味し、大学に専任として籍を置いている教員=教職課程上の専任教員ではない点に注意する必要がある。

また、教職課程上の専任教員は、教職課程認定基準に定められている「共通に専任を配置できる場合の特例」を除き、原則として一免許種・教科の「教科に関する科目」、「教職に関する科目」のいずれかの専任教員になることしかできない点にも注意する必要がある。表 6 に示す教職課程認定基準 3(6)参照

表 6 教職課程認定基準 3 専任教員の区分

教職課程認定基準 3 教育課程、教員組織（免許状の種類に関わらず共通）

(1)～(5)省略

(6) 専任教員は、「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「特別支援教育に関する科目」又は「養護に関する科目」のいずれかの科目を担当する専任教員として取り扱い、それぞれの科目における必要専任教員数は、この基準に定める。

（以下省略）

文部科学省初等中等教育局教職員課（2012）より

次に、教育学部で認定を受けている幼稚園、小学校、中学校・高等学校（数学、音楽）の各課程について、教職課程上の専任教員がどのような基準に基づいて配置されているかについて概説する。

表7 教職課程認定基準「幼稚園課程及び小学校課程の教科に関する科目の教員定数」

教職課程認定基準4-1 幼稚園教諭の教職課程の場合	
(1)～(2)省略	
(3) 幼稚園教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。	

※本表は、入学定員が50人までの場合である。

入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに、「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の必要専任教員数をそれぞれ1人ずつ増員しなければならない。

教職課程認定基準4-2 小学校教諭の教職課程の場合

(1)～(3)省略

(4) 小学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。

教科に関する科目		教職に関する科目
小学校全教科のうち、5教科以上にわたり、これらの教科それぞれにおいて1人以上 合計5人以上		<ul style="list-style-type: none"> ・〔「教職の意義等に関する科目」、「教育の基礎理論に関する科目」〕において1人以上 ・〔「教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法を除く。）」、「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」〕において1人以上 ・〔「教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に限る。）」〕において1人以上 合計3人以上

※本表は、入学定員が50人までの場合である。

入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに、「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の必要専任教員数をそれぞれ1人ずつ増員しなければならない。

文部科学省初等中等教育局教職員課（2012）より

3-1. 幼稚園課程及び小学校課程

幼稚園課程、小学校課程の「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の専任教員については、教職課程認定基準で表7のとおり規定されている。

上記の基準でまず注意しなければならないのは、入学定員が50人を超える場合には「教科に関する科目」、「教職に関する科目」それぞれについて1人ずつ専任教員を増員する必要がある点である。教育学部の入学定員160人を基準にした場合、幼稚園課程では「教科に関する科目」、「教職に関する科目」とともに6人、小学校課程では「教科に関する科目」は8人、「教職に関する科目」は6人の専任教員が必要となる。また、「教職に関する科目」については、幼稚園課程、小学校課程とともに法令上の特定の科目区分に必ず専任教員を配置しなければならない点にも注意が必要である。

教育学部における平成24年4月1日時点の幼稚園課程及び小学校課程の専任教員

表 8 栃山女学園大学教育学部幼稚園課程及び小学校課程の専任教員配置状況

教科に関する科目			教職に関する科目		
科目区分	幼	小	科目区分	幼	小
国語	A	A	教職の意義等に関する科目	I	I
社会		B			
算数	C	C	教育の基礎理論に関する科目	J, K, L	J, K, L
理科		D			
生活	D	(D)	教育課程の意義及び編成の方法		
音楽	E	E	保育内容の指導法	M, (L), N	
図画工作	F	F	各教科の指導法		O, P
家庭		G	道徳の指導法		Q
体育	H	H	特別活動の指導法		(Q)
			教育の方法及び技術	R	R
			生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	(N, K)	(K)
			教育実習	(I, R), P	(I, R, P)
			教職実践演習	Q, (I, J, K, L, M, N, R)	M, N(I, J, K, L, Q, R)
専任教員数	6人	8人	専任教員数	9人	10人

※上記の表において、アルファベットは教員を表す。

※上記の表において、() は同一の課程内で複数の授業科目を担当している教員である。

左記の分野には必ず専任教員を配置しなければならない。

配置状況は表 8 のとおりである。この表により、「教科に関する科目」の専任教員と「教職に関する科目」の専任教員は兼ねていないこと及び「教職に関する科目」について所定の区分に専任教員が配置されていることなどから、表 7 に規定されている教職課程認定基準上の教員定数を満たした状態であることがわかる。

3-2. 中学校課程及び高等学校課程

中学校課程、高等学校課程の「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の専任教員については、教職課程認定基準で表 9 のとおり規定されている。

表 9 中学校課程及び高等学校課程の教科に関する科目・教職に関する科目の教員定数

教職課程認定基準 4-3 中学校教諭の教職課程の場合	
(1)～(3)省略	
(4) 中学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。	
i) 教科に関する科目 (※一部抜粋)	
免許教科	必要専任教員数
数学	3人以上
音楽	3人以上
ii) 教職に関する科目	
中学校教諭の教職課程の「教職に関する科目」に配置する必要専任教員数は、大学	

におけるこれらの課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、以下に定めるとおりとする。

当該課程を置く学科等の入学定員の合計数	必要専任教員数
800人以下	2人以上
801人～1,200人以下	3人以上
1,201人～	4人以上

※専任教員の配置は、以下のとおりとする。

- ・〔「教職の意義等に関する科目」、「教育の基礎理論に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。））を除く。」〕において1人以上
- ・〔「教育の基礎理論に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。））に限る。」「教育課程及び指導法に関する科目」〕において1人以上

教職課程認定基準4-4 高等学校教諭の教職課程の場合

(1)～(3)省略

(4) 高等校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。

i) 教科に関する科目（※一部抜粋）

免許教科	必要専任教員数
数学	3人以上
音楽	3人以上

ii) 教職に関する科目

4-3 (4) ii) に定めるとおりとする。

文部科学省初等中等教育局教職員課（2012）より

教育学部における平成24年4月1日時点の中学校課程及び高等学校課程の専任教員配置状況は表10のとおりである。この表により、「教科に関する科目」の専任教員と「教職に関する科目」の専任教員は兼ねていないこと及び「教職に関する科目」について所定の区分に専任教員が配置されていることなどから、表9に規定されている教職課程認定基準上の教員定数を満たした状態であることがわかる。

表10 梶山女学園大学教育学部中学校課程及び高等学校課程の専任教員配置状況

教科に関する科目		教職に関する科目	
中高（数学）	中高（音楽）	科目区分	中高
T, U, V, W		X, Y, Z	
		教職の意義等に関する科目	
		教育の基礎理論に関する科目	J
		教育課程及び指導法に関する科目	
		幼児、児童及び生徒…	K
		教育課程の意義及び編成の方法	(J)
		各教科の指導法	
		道徳の指導法	Q
		特別活動の指導法	(Q)
		教育の方法及び技術	R
		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	(K)

		教育実習	(K, R)
		教職実践演習	(J, K, Q, R)
専任教員数	4 人	専任教員数	3 人

※上記の表において、アルファベットは教員を表す。

※上記の表において、() は同一の課程内で複数の授業科目を担当している教員である。

左記の分野には必ず専任教員を配置しなければならない。

3-3. 専任教員配置の特例

前述のとおり、教職課程における専任教員は、原則として一免許種・教科の「教科に関する科目」、「教職に関する科目」のいずれかの専任教員になることしかできないが、同一学科内に複数の教職課程を有する場合は表 11 に示す特例が認められている。

表 11 教職課程認定基準 4-8 「同一学科等においてのみ授業科目を共通に開設できる場合の特例」

教職課程認定基準 4-8 同一学科等においてのみ授業科目を共通に開設できる場合の特例
大学の同一の学科等において、複数の教職課程を置く場合は、以下のとおりとする。
(1) 省略
(2) 教職に関する科目
i) 「教職の意義等に関する科目」「教育の基礎理論に関する科目」については、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。
ii) iii) 省略
(3) 「教科に関する科目」、「養護に関する科目」及び「教職に関する科目」のうち、複数の課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの課程において、専任教員とすることができます。(以下省略)

文部科学省初等中等教育局教職員課（2012）より

教育学部では、一人の教員が複数の課程の「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」の専任教員として配置されているが、それが可能である根拠は教職課程認定基準 4-8 (3) にある。また、「教職に関する科目」について、初等教育教員養成課程と中等教育教員養成課程の両課程で専任教員として配置されている教員がいるが、その根拠も表 12 に示す特例によるものである。

表 12 教職課程認定基準 9 「その他の特例」

教職課程認定基準 9 その他の特例
(1) 省略
(2) 同一学科等において、初等教育教員（幼稚園教諭・小学校教諭）養成、中等教育教員（中学校教諭・高等学校教諭）養成の両方の教職課程の認定を受けようとする場合、4-8(2) i) iii) の場合を除き、各課程において、この基準の定める必要専任教員数を満たさなければならない。

ただし、初等教育教員（幼稚園教諭・小学校教諭）養成の教職課程の「教職に関する

「科目」の担当教員が、中等教育教員（中学校教諭・高等学校教諭）養成の教職課程の「教職に関する科目」を担当することができると認められる場合は、初等教育教員養成の教職課程の必要専任教員数から1人を差し引いた数までは、中等教育教員養成の「教職に関する科目」の専任教員とすることができます。

文部科学省初等中等教育局教職員課（2012）より

教職課程認定基準9(2)で注意しなければならないのは、初等教育教員養成課程と中等教育教員養成課程の両課程で専任教員となるのは、同一学科内の課程に限定される点である。例えば、教育学部において初等教育教員養成課程と中等教育教員養成課程の専任教員として配置されている教員が、教育学部以外の中等教育教員養成課程の「教職に関する科目」を担当する場合、教育学部以外の課程では専任教員としては配置できず、兼任教員としなければならない点に注意する必要がある。この場合、教育学部における初等教育教員養成課程の教員を兼任教員とし、教育学部とその他の学部の中等教育教員養成課程の専任教員とすることは表13に示す教職課程認定基準4-9(2)vi)により可能である、という考え方も理論的にはありえる。とりわけ、表11に示す教職課程認定基準4-8(2)i)及び表13に示す教職課程認定基準4-9(2)i)で規定されている「教職の意義等に関する科目」「教育の基礎理論に関する科目」の専任教員に限って論ずればどうだろうか。これらの区分の科目は、教育職員免許法施行規則第六条の規定からは、学校種に限らず、共通に開設できる性格の科目であったはずである。ただし、もう一つの別の見解としては、教職課程の質的充実という昨今の教員養成政策の動向からは、教育学部の「教職に関する科目」の専任教員、教育学部以外の「教職に関する科目」の専任教員は、それぞれ独立に教員定数が満たされていなければならない。それぞれの専任教員の数が十分に配置されている場合の加配についてのみはりえる考え方であろう。こうした明文化されていない事項の解釈は、その時の政治情勢により、若干異なった解釈が成り立つ可能性も排除できないのではないだろうか。

表13 教職課程認定基準4-9「同一学科又は複数の学科等において教職に関する科目を共通に開設できる場合の特例」

4-9 同一学科等又は複数の学科等において教職に関する科目を共通に開設できる場合の特例

大学の同一の学科等又は大学の1つ以上の学科等において、複数の教職課程を置く場合は、以下のとおりとする。

- (1) 省略
- (2) 教職に関する科目

複数の団地に分かれており、これらの団地間の距離が50kmを超える場合は、団地ごとに、「教職に関する科目」が開設されなければならない。

i) 「教職の意義等に関する科目」「教育の基礎理論に関する科目」については、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

ii) iii) 省略

vi) 「教職に関する科目」のうち、複数の課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの課程において、専任教員とすることができます。

以下省略

文部科学省初等中等教育局教職員課（2012）より

これまでに論じてきたように、教職課程における授業科目の開設や専任教員の配置には様々な法令及び審査基準上の制約がある。教職課程認定基準では原則基準と特例基準とがあり、これらが複雑に絡み合っている。教職課程認定基準も、ここ数年は毎年のように大小様々な改正が加えられてきている。2012年8月28日の中央教育審議会の「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（答申）」は、教員養成の修士レベル化、教職大学院の拡充、既設の大学院における長期教育実習・教育実践的科目の導入等、様々な政策課題を提言している。現行の教職課程認定基準は主として学部レベルの教員養成を主体としたものであるため、大学院の専修免許課程についての規定は大凡大綱的なものに留まっているが、今後は教職課程認定基準の主たる関心事項は大学院レベルの教員養成課程に移っていくことが予測される。従来ほとんど体験したことのない、既設の大学院の教職課程についての再課程認定が行われるのは必定である。新たな教職課程認定申請を行う大学院も当面増加していく可能性もある。その意味で、各大学大学院の教職課程の運営及び教員免許事務はますます複雑化、高度化してくるものと考えられる。したがって、各大学大学院は、文字通りの「教職協働」、つまり教職センター等を含めた教職に関わる教員組織と事務組織と新しい連携の構築、社会ニーズに見合った職員研修と組織の再編、機能強化を検討して行かなければならない時期が切迫しているのではないだろうか。

謝辞

本稿の寄稿にあたり、栃山女学園長栃山正弘先生、栃山女学園大学教育学部甲斐進一先生並びに浪川幸彦先生からは、ご専門の立場から貴重なご助言をいただきました。また、教育学部紀要編集委員長の野崎健太郎先生には、本稿をまとめる機会をいただきました。記して、感謝の意を表します。

■引用文献

- 教員養成・免許制度研究会編（1991 a）教員免許ハンドブック 第1巻「法令解説編」第一法規出版
教員養成・免許制度研究会編（1991 b）教員免許ハンドブック 第2巻「課程認定編」第一法規出版
文部科学省中央教育審議会（2012）教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（答申）（2012年8月28日答申、http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo_0/toushin/1325092.htm）
文部科学省初等中等教育局教職員課（2012）教職課程認定申請の手引き（教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程認定申請の手引き）平成24年度改訂版
全国私立大学教職課程研究連絡協議会教員免許事務検討委員会（2009）教員免許事務勉強会配布資料 文部科学省への質問表に対する回答（2009年2月10日国士館大学にて開催）
全国私立大学教職課程研究連絡協議会教員免許事務検討委員会（2012）教職課程担当者のための手引き（教職本）第2分冊法令解釈編①（基礎編）平成24年度改訂版